

大規模地震・津波災害応急対策対処方針、南海トラフ地震及び首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画の改定について(令和4年6月10日中央防災会議幹事会決定)

■大規模地震・津波災害応急対策対処方針(中央防災会議幹事会・平成29年12月決定)

大規模地震・津波災害が発生した際に、各防災関係機関がとるべき行動内容等を定めるもの

※大規模地震以外の災害についても必要に応じて準用

■南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画(中央防災会議幹事会・平成27年3月決定)

南海トラフ地震が発生した際に、各防災関係機関が直ちに実施する、災害応急対策活動を定めるもの

■首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画(中央防災会議幹事会・平成28年3月決定)

首都直下地震が発生した際に、各防災関係機関が直ちに実施する、災害応急対策活動を定めるもの

主な改定項目

防災基本計画の修正を踏まえた改定の内容

○部隊間の活動調整

- ・災害対策本部等の活動調整会議等において、活動方針等の調整を行うことを追加(i~iii共通)

○災害応急対策に従事する航空機の安全確保

- ・航空機の運用調整の対象に無人航空機(ドローン)を追加(i~iii共通)

その他最近の施策の進展等を踏まえた改定の内容

○地方公共団体における応急対策職員の派遣

- ・応急対策職員派遣制度の円滑な運用のため、あらかじめ関係機関で協議を行うことを追加(i)

具体的な応急対策活動に関する計画における防災拠点等の更新

- ・緊急輸送ルートの見直し(ii~iii共通)
- ・救助活動等の広域応援部隊の派遣規模、災害派遣医療チーム(DMAT)数の更新(ii~iii共通)
- ・広域物資輸送拠点の追加(ii~iii共通)
- ・救助活動拠点の見直し(iii)

- i : 大規模地震・津波災害応急対策対処方針
ii : 南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画
iii : 首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画